

経済産業省令第四十八号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の規定に基づき、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年七月二十三日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 岸田 文雄

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第六条中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

第十三条中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改

める。

第二十二條第二号中「第二号から第四号まで」の下に「及び第七号から第九号まで」を加える。

第三十五條中「第八條」を「第九條」に改める。

様式第六及び様式第七中「~~産~~」を「~~産~~」に改める。

様式第十四（表面）中「~~産~~及び氏名」を「~~産~~及び氏名」に改める。

様式第十四（裏面）中「一〜六（略）」を「一〜七（略）」に、「七 第41條」を「八 第41條」に

、「八（略）」を「九（略）」に改める。

様式第十四の2（裏面）中「輸入又は」を「輸入若しくは」に改め、「~~行~~者」の~~ト~~に「又は特定保守製  
品取引事業者」を加え、「一〜六（略）」を「一〜七（略）」に、「七 第41條」を「八 第41條」に  
、「八（略）」を「九（略）」に改める。

別表第一中「（主として家庭において出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的とし  
て設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。以下「乳幼児用ベッド」という。）」「（身体確  
保用のものに限る。以下「登山用ロープ」という。）」「（内容積が10リットル以下のものであって、9.

8キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するように設計したものに限り、以下「家庭用の圧力なべ及び圧力が  
ま」という。)」「(自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限り、以下「乗車用ヘルメット」と  
いう。)」「(レーザー光(可視光線に限る。)を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的と  
して設計したものに限り、以下「携帯用レーザー応用装置」という。)」「及び「(主として家庭において使  
用することを目的として設計したものに限り、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているも  
のであって専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が10リットル  
毎分未満のものを除く。以下「浴槽用温水循環器」という。)」や並列。

別表第一に次のように加える。

## 7 . 石油給湯機

- 1 日本工業規格 S3031(2002)石油燃焼機器の試験方法通則（以下「JIS試験通則」という。）6.1.1に定める温度条件を満たした試験室（以下「JIS試験室」という。）において、JIS試験通則6.7に定める燃焼排ガス中の一酸化炭素の二酸化炭素に対する比（CO/CO<sub>2</sub>）の測定方法（以下「石油燃焼機器のCO/CO<sub>2</sub>の測定方法」という。）による測定を行つたとき、測定値が0.01以下であること。
- 2 JIS試験室において、JIS試験通則6.1、6.2のe)、f)及びi)に定める各部の温度上昇試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。
  - (1) 機器下面及び周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。
  - (2) 機器上面、側面（背面を含む。）及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。
  - (3) 機器本体と一体の油タンクにあつては、油タンクの表面温度と室温との差が25度以下であること。
  - (4) 油温と室温との差が25度以下であること。
- 3 JIS試験室において、JIS試験通則17.に定める給湯温度試験を行つたとき、給湯温度が90度以下であること。また、浴槽内からふろがまに循環する水の温度は60度以下であること。また、過熱防止装置を有するものにあつては、直接加熱する熱交換器に対し、JIS試験通則15.2に定める過熱防止装置の作動試験を行つたとき、100度に達する前に消火し、自動復帰しないこと。
- 4 直接加熱する熱交換器を保護する機能として、次の(1)又は(2)に掲げる条件に適合すること。ただし、直接加熱するふろがま用熱交換器にあつては、この限りではない。

	<p>(1) 熱交換器内に水がないとき点火できないこと。</p> <p>(2) 熱交換器内に水がないとき点火後3分以内に消火すること。</p> <p>5 直接加熱するふろがま用熱交換器を有するものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則19.2に定める耐空だき性試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) ふろがま用熱交換器内に水がないと点火できないこと。</p> <p>(2) ふろがま用熱交換器内に水を入れた後、減水したとき、下部循環管下端（浴槽側）の水位に達してから10秒以内に消火すること。また、消火後、直ちに浴槽内に水を入れ、再び点火操作を行つても、給湯機の外に火炎が出たり、破損したりしないこと。</p> <p>6 JIS試験室において、JIS試験通則29.1及び29.3に定める振動試験を行つたとき、周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて、170センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、10秒以内に消火し、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。</p> <p>7 JIS試験室において、JIS試験通則52.に定める耐断火性試験を行つたとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。</p> <p>8 (1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
8 . 石油ふろがま	1 JIS試験室において、石油燃焼機器のCO/CO <sub>2</sub> の測定方法による測定値が0.01以下であること。

- 2 JIS試験室において、JIS試験通則6.1、6.2のf)及びi)に定める各部の温度上昇試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。
  - (1) 機器下面及び周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。
  - (2) 機器上面、側面（背面を含む。）及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。
  - (3) 油温と室温との差が25度以下であること。
- 3 JIS試験室において、JIS試験通則19.2に定める耐空だき性試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。
  - (1) 浴槽内に水がないと点火できないこと。
  - (2) 浴槽内に水を入れた後、減水したとき、下部循環管上端（強制循環式のものにあつては下部循環管下端）の水位に達してから10秒以内（ポット式にあつては5分以内）に消火すること。また、消火後、直ちに浴槽内に水を入れ、再び点火操作を行つても、ふろがまの外に火炎が出たり、破損したりしないこと。
- 4 JIS試験室において、JIS試験通則29.1及び29.2に定める振動試験を行つたとき、周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて、195センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、次の(1)又は(2)に掲げる条件に適合すること。また、いずれの場合も、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。
  - (1) 10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に10秒以内に消火すること。
  - (2) ポット式のものにあつては、10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に瞬時に灯油を遮断し、5分以内に消火し、かつ、JIS試験通則30.に定める落下可燃物の着火性試験によつて、発炎着火しないこと。

	<p>5 圧力噴霧式のものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則52.に定める耐断火性試験を行つたとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。</p> <p>6(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
<p>9 . 石油ストーブ</p>	<p>1(1) JIS試験室において、石油燃焼機器のCO/CO<sub>2</sub>の測定方法による測定値が、密閉燃焼式及び半密閉燃焼式のものにあつては0.01以下、開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては0.002以下、開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては0.001以下であること。</p> <p>(2) 密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するもの及び半密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するものにあつては、不完全燃焼を防止する装置(以下「不完全燃焼防止装置」という。)を有し、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>室内に排気ガスが排出されるように機器の排気部分を外し、JIS試験通則44.1に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の密閉試験を行つたとき、不完全燃焼防止装置の作動後20秒以内(ポット式のものにあつては5分以内)で消火し、一酸化炭素の二酸化炭素に対する比(CO/CO<sub>2</sub>)が0.01を超えないこと。ただし、排気筒外れにより消火する機能を有するものにあつては、消火する機能が作動しないようにして試験を行うこと。</p>

不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。

連続して4回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、連続して作動したことを使用者に認識させる機能（以下「不完全燃焼通知機能」という。）を有すること。

不完全燃焼通知機能が作動した後、連続して3回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、制御用乾電池の交換等の通常操作により再び点火する状態にならないようにする機能（以下「再点火防止機能」という。）を有すること。

- (3) 開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、不完全燃焼防止装置を有し、次に掲げる条件に適合すること。

JIS試験通則44.1に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の密閉試験を行つたとき、不完全燃焼防止装置の作動後20秒以内に消火し、一酸化炭素の二酸化炭素に対する比（CO/CO<sub>2</sub>）が0.003を超えないこと。

JIS試験通則44.2に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の給気不足試験を行つたとき、不完全燃焼防止装置の作動後20秒以内に消火し、石油燃焼機器のCO/CO<sub>2</sub>の測定方法による測定値が0.003を超えないこと。

不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。

不完全燃焼通知機能を有すること。

再点火防止機能を有すること。

- 2 密閉燃焼式のものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則50.に定める排気筒外れによる安全性試験を行つたとき、排気筒が外れてから30秒以内に灯油を遮断し、遮断後20秒以内（ポット式のも

のにあつては5分以内)に消火すること。

3 密閉燃焼式の燃焼用空気管及び半密閉燃焼式の燃焼用空気管にあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼用一次空気管及び二次空気管にあつては、耐久性を損なう曲げ、ねじれなどがないこと。

(2) 燃焼用二次空気管を有するものにあつては、燃焼用送風機とバーナとを結ぶ燃焼用二次空気管の接続部が確実に接続されていること。

(3) 燃焼用二次空気管の材質は日本工業規格 S2031(2007)密閉式石油ストーブの表5 - 材料に定める金属であること。

4 JIS試験室において、JIS試験通則6.1、6.2のe)、f)及びi)に定める各部の温度上昇試験、6.4に定める温風温度の測定並びに6.5に定める熱気温度の測定を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 機器下面の木台の表面温度が45度以下であること。ただし、密閉燃焼式のもの又は半密閉燃焼式のものであつて機器下面と置台又は床面に3センチメートル以上の間隔を設けるように設計されたものにあつては、機器下面の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。

(2) 機器周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。

(3) 機器上面、側面及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。

(4) 機器本体と一体の油タンクにあつては、油タンクの表面温度と室温との差が25度以下であること。

(5) 油温と室温との差が25度以下であること。

(6) 強制対流形のものにあつては、温風温度が80度以下であるこ

と。

(7) 密閉燃焼式のものであつて強制対流形で前方に熱を放散するもの、密閉燃焼式のものであつて上方・前方に熱を放散するもの、密閉燃焼式のものであつて自然対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、熱気温度が150度以下であること。

5 開放燃焼式のもので自然通気形のものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則8.に定めるしん調節器最大燃焼試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) すすを伴う煙が生じないこと。

(2) 機器の外、燃焼筒下部及びしん案内筒内部に出炎しないこと。

6 開放燃焼式のものにあつては、JIS試験通則13.3に定める転倒消火試験を行つたとき、10秒以内で消火すること。

7 密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの、半密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、JIS試験通則15.1に定める過熱防止装置の作動試験を行つたとき、次の条件に適合すること。

(1) 過熱防止装置が作動し、20秒以内（ポット式のものにあつては5分以内）に消火すること。

(2) 給排気筒を有するものにあつては、壁に接する給排気筒の表面温度が100度を超える前に消火すること。

(3) 機器上面、側面（背面を含む。）及び前面の表面温度（温風吹出口、温風用の吸気口及び熱放射口の表面温度を除く）が150度を超える前に消火すること。

8 密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの、半密閉燃焼式のも

のであつて強制対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、JIS試験通則16.に定める耐半閉そく性試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 過熱防止装置が作動したときは、20秒以内(ポット式にあつては5分以内)に消火すること。過熱防止装置が作動しないときは、温風温度(ガーゼ表面)は180度を超えないこと。

(2) ガーゼに着火したり、ストーブの外に火炎が出たり、破損したりしないこと。

9 JIS試験室(開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、温度が20度±5度)において、JIS試験通則29.1及び29.2に定める振動試験を行つたとき、周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて、195センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、次の(1)又は(2)に掲げる条件に適合すること。また、いずれの場合も、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。

(1) 10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に10秒以内で消火すること。

(2) 10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に瞬時に灯油を遮断し、20秒以内(ポット式にあつては5分以内)に消火し、かつ、JIS試験通則30.に定める落下可燃物の着火性試験によつて、発炎着火しないこと。

10 密閉燃焼式のものにあつては、JIS試験室で、JIS試験通則52.に定める耐断火性試験を行つたとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。

11 開放燃焼式のものであつて気密油タンクを有するものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) JIS試験室において、気密油タンクに油タンク容量の1割まで

灯油を入れ、機器を点火してから30分経過後、機器から気密油タンクを抜いたとき、1分30秒以内に消火する装置（以下「給油時消火装置」という。）を有すること。

- (2) 気密油タンクの給油口ふたは、開閉状況を判別でき、閉まったことが音、目視又は感触で確認できること。
- (3) JIS試験室において、気密油タンクの給油口ふたの開閉を5000回繰り返した後、油タンク容量まで灯油を入れ、給油口ふたを閉じ、給油口ふたが下方に向くように気密油タンクを上げたとき、灯油の垂れがなく、かつ、5分経過した後に給油口ふたをガーゼで拭いたとき、灯油のにじみがないこと。
- (4) JIS試験室において、気密油タンクに油タンク容量まで灯油を入れ、気密油タンクの給油口ふたと厚さ3センチメートル以上の気乾状態の広葉樹の板を最短距離が20センチメートル±1センチメートルとなる位置に、気密油タンクの取っ手の中央をつり上げ、給油口ふたが直接広葉樹の板に接触するように落下させたとき、気密油タンクから油漏れがないこと。

12(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。

- (2) ガソリン厳禁又はガソリン使用禁止、衣類乾燥厳禁の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
- (3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に表示されていること。

別表第二に次のように加える。

7．石油給湯機	種類	(1) 給湯専用のもの (2) 給湯用及びふろがま用のもの (3) その他のもの
	熱交換器の保護	(1) 熱交換器内に水がないとき点火できないもの (2) 熱交換器内に水がないとき点火後3分以内に消火するもの (3) その他のもの
	直接加熱するふろがま用熱交換器	(1) あるもの (2) ないもの
	油タンク	(1) 機器本体と一体のもの (2) その他のもの
8．石油ふろがま	燃焼方式	(1) ポット式のもの (2) 圧力噴霧式のもの (3) その他のもの
	給排気方式	(1) 強制通気形のもの (2) 強制排気形のもの (3) 開放形のもの (4) その他のもの
	循環方式	(1) 自然循環式のもの

		(2) 強制循環式のもの
9. 石油ストーブ	給排気方式	(1) 密閉燃焼式のもの (2) 半密閉燃焼式のもの (3) 開放燃焼式であつて強制通気形のもの (4) 開放燃焼式であつて自然通気形のもの
	用途別方式	(1) 強制対流形のもの (2) 自然対流形のもの (3) その他のもの
	灯油の消費量（開放燃焼式で強制通気形のものに限る。）	(1) 7キロワットを超えるもの (2) 7キロワット以下のもの
	機器下面と置台又は床面の間隔の設計（密閉燃焼式のもの又は半密閉燃焼式のものに限る。）	(1) 間隔を設けるように設計されたもの (2) 間隔を設けるように設計されていないもの
	油タンク	(1) 機器本体と一体のものであつて気密油タンクのあるもの (2) 機器本体と一体のものであつて気密油タンクのないもの (3) その他のもの

	燃焼方式	(1) しん式のもの (2) ポット式のもの (3) 圧力噴霧式のもの (4) 回転霧化式のもの (5) ジェット噴射式のもの (6) 気化式のもの (7) その他のもの

別表第五に次のように加える。

7	石油給湯機	石油給湯機の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
8	石油ふろがま	石油ふろがまの外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
9	石油ストーブ	石油ストーブの外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

### (経過措置)

第二条 届出事業者は、密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形のもの又は半密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形のを製造し、又は輸入する場合には、この省令の施行の日から一年間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（以下「新省令」という。）別表第一の九・石油ストーブの項の技術上の基準の欄一（二）の規定を適用しないことができる。

2 密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形のもの又は半密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形のものについての新省令別表第一の九・石油ストーブの項の技術上の基準の欄十二（三）の規定の適用については、この省令の施行の日から一年間は、同欄十二（三）中「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」とあるのは、「不完全燃焼防止装置を有する場合にはその旨の表示又は不完全燃焼防

止装置を有しない場合にはその旨及び十分に換気をしないと死亡事故に至るおそれがある旨の表示、及び安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」と読み替えるものとする。

第三条 届出事業者は、開放燃焼式の石油ストーブであつて強制通気形のもの製造し、又は輸入する場合においては、この省令の施行の日から九月間は、新省令別表第一の九・石油ストーブの項の技術上の基準の欄一(三) 及び の規定は、適用しないことができる。

2 開放燃焼式の石油ストーブであつて強制通気形のものについての新省令別表第一の九・石油ストーブの項の技術上の基準の欄十二(三)の規定の適用については、この省令の施行の日から九月間は、同欄十二(三)中「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」とあるのは、「不完全燃焼通知機能及び再点火防止機能を有する場合にはその旨の表示又は不完全燃焼通知機能及び再点火防止機能を有しない場合にはその旨及び十分に換気をしないと死亡事故に至るおそれがある旨の表示、及び安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」と読み替えるものとする。

第四条 届出事業者は、開放燃焼式のストーブであつて気密油タンクを有するものを製造し、又は輸入する場合においては、この省令の施行の日から九月間は、新省令別表第一の九・石油ストーブの項の技術上の

基準の欄十一（一）の規定は、適用しないことができる。

- 2 開放燃烧式のストーブであつて気密油タンクを有するものについての新省令別表第一の九・石油ストーブの項の技術上の基準の欄十二（三）の規定の適用については、この省令の施行の日から九月間は、同欄十二（三）中「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」とあるのは、「給油時消火装置を有する場合にはその旨の表示又は給油時消火装置を有しない場合にはその旨及び給油時に消火をしないと火災に至るおそれがある旨の表示、及び安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」と読み替えるものとする。